

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部 改正と委嘱について

令和元年10月16日
原子力規制庁

原子力規制国際アドバイザーについて、原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項への助言を得ることを目的として、「原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程(原規総発第1810034号、平成30年10月3日原子力規制委員会委員長決定)」を下記1.及び別紙1の通り改正し、下記2.に記載した有識者を、新たに原子力規制国際アドバイザーに委嘱することとしたい。

1. 原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正

原子力規制国際アドバイザー制度は、「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第6条第1項第2号の趣旨を踏まえ、創設された。

現在、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について助言を得ることを目的として、原子力規制委員長が4名の海外の有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱している。

この度、これに加え、原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項への助言を得ることを原子力規制国際アドバイザーに委嘱する際の要件等に追加することを目的として、「原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程(原規総発第1810034号、平成30年10月3日原子力規制委員会委員長決定)」を別紙1のとおり改正することとしたい。

2. 原子力規制国際アドバイザーの新規委嘱

Dr. Randall O. Gauntt

- ・ 元 米国サンディア国立研究所 シビアアクシデント分析部門責任者
- ・ 原子力規制委員会が規制に活用している、シビアアクシデントの進

展を解析するコード MELCOR の開発者

- 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「1F 事故」という）について、MELCOR を用いて分析に取り組んでいる専門家
- 当アドバイザーは、1F 事故分析、MELCOR 解析等の専門的事項について、原子力規制委員会等又は原子力規制庁の職員に助言を行う。

別紙 1 : 「原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程（原規総発第 1810034 号、平成 30 年 10 月 3 日 原子力規制委員会委員長決定）」一部改正案

別紙 2 : 参考 既に委嘱済の原子力規制国際アドバイザー

別紙 1

改正 令和元年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会委員長決定

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正
について

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程（原規総発第
1810034号）の一部を別表により改正する。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

別表 原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第6条第1項第2号の趣旨を踏まえ、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題並びに原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項について助言を得ることができるよう、原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等について定めることを目的とする。</p> <p>(原子力規制国際アドバイザー)</p> <p>第2条 原子力規制委員長は、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかに</u>該当する者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱することができる。</p> <p>(1) 海外の原子力規制について豊富な経験<u>及び</u>高度な学識を有すること。</p> <p>(2) <u>海外の原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査について豊富な経験及び専門的知識を有すること。</u></p> <p>2 前項第1号の規定により委嘱を受けた原子力規制国際アドバイザーは、</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第6条第1項第2号の趣旨を踏まえ、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について助言を得ることができるよう、原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等について定めることを目的とする。</p> <p>(原子力規制国際アドバイザー)</p> <p>第2条 原子力規制委員長は、次の各号に掲げる要件の<u>いずれにも</u>該当する者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱することができる。</p> <p>(1) 海外の原子力規制について豊富な経験を有すること。</p> <p>(2) <u>原子力規制について高度な学識を有すること。</u></p> <p>2 原子力規制国際アドバイザーは、原子力規制委員会の組織の在り方、原</p> |

| | |
|--|--|
| <p>原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について、原子力規制委員会又は委員長若しくは委員（以下「原子力規制委員会等」という。）の要請によって、会議等に参加し、原子力規制委員会等に対し、必要な助言を行う。</p> <p>3 <u>第1項第2号の規定により委嘱を受けた原子力規制国際アドバイザーは、原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項について、原子力規制委員会等又は原子力規制庁の職員の要請によって、会議等に参加し、原子力規制委員会等又は原子力規制庁の職員に対し、必要な助言を行う。</u></p> | <p>原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について、原子力規制委員会又は委員長若しくは委員（以下「原子力規制委員会等」という。）の要請によって、会議等を開催し、原子力規制委員会等に対し、必要な助言を行う。</p> <p>(新設)</p> |
|--|--|

(参考) 既に委嘱済の原子力規制国際アドバイザー

以下4名の原子力規制国際アドバイザーは、原子力規制委員会が開催する国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合において、委員長及び委員に対して助言を行う。

Dr. Richard A. Meserve

米国原子力規制委員会 (NRC) 元委員長

IAEA 国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 議長

Dr. Dana Drábová

チェコ原子力安全庁 (SUJB) 長官

IAEA 安全基準委員会 (CSS) 議長

Dr. Andy Hall

英国原子力規制機関 (ONR) 元首席検査官

欧州原子力安全規制者グループ (ENSREG) 元議長

Mr. Philippe Jamet

仏国原子力安全局 (ASN) 前委員

元 IAEA 原子力施設安全部長